

意願いたい。

- なお、給付管理業務ソフトウェアの選定にあたっては、課題分析（アセスメント）のみでなく、適正な給付管理業務を行うことができるソフトウェアである必要があるので、この点を十分に確認した上で、導入することが望ましいものと考えている。
- また、当該給付管理業務ソフトウェアを提供する民間事業者等の情報把握等については、各都道府県においても努めるよう指導を行っているところであるので、当該事業所の所在する都道府県担当課等からの情報収集にも努められたい。

（２）給付管理業務をネットワーク方式により実施する場合の留意事項

- 保険者、または複数事業者が共同出資により設立した事業実施組合等にシステムサーバの設置・管理を行い、事業所毎に端末機器を設置するなどのネットワーク方式等により実施する場合、次のとおり、サービスの実施方法、事業者毎の管理条項等の点で指定基準・運営基準を遵守する必要が生じるので、十分に留意し実施されたい。

（ア）居宅介護支援、居宅サービス等の提供について

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）第1条「基本方針」においては、「指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない」としている。

～ このため、特に居宅介護支援事業者のみならず、居宅サービス事業者等も含め一体的にネットワーク方式を実施する場合には、サービス提供体制がネットワークへ加入した事業者のみで完結することなく、多様なサービス提供主体により行われるよう注意しなければならない。

(イ) 各事業所毎における書類管理、システムサーバにおける情報管理等について

○ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)第23条「秘密保持」第2項において、事業者は秘密保持に関し必要な措置を講ずべき旨を規定している。

○ また、第29条「記録の整備」においては、事業者は諸記録を整備すべき旨を規定している。

～ このため、ネットワーク方式において適正な居宅介護支援の提供がなされるには、事業の運営についての重要事項に関する規程の中で、ネットワーク方式の下で上記の規定を遵守するために必要な事項を定めることが適当である。

5. 都道府県における留意事項

○ 各都道府県においては、前述の事項について市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等への指導を図るとともに、下記の点についても、特段のご配慮を願いたい。

(1) 居宅介護支援事業者における「補習研修」受講への勧奨等

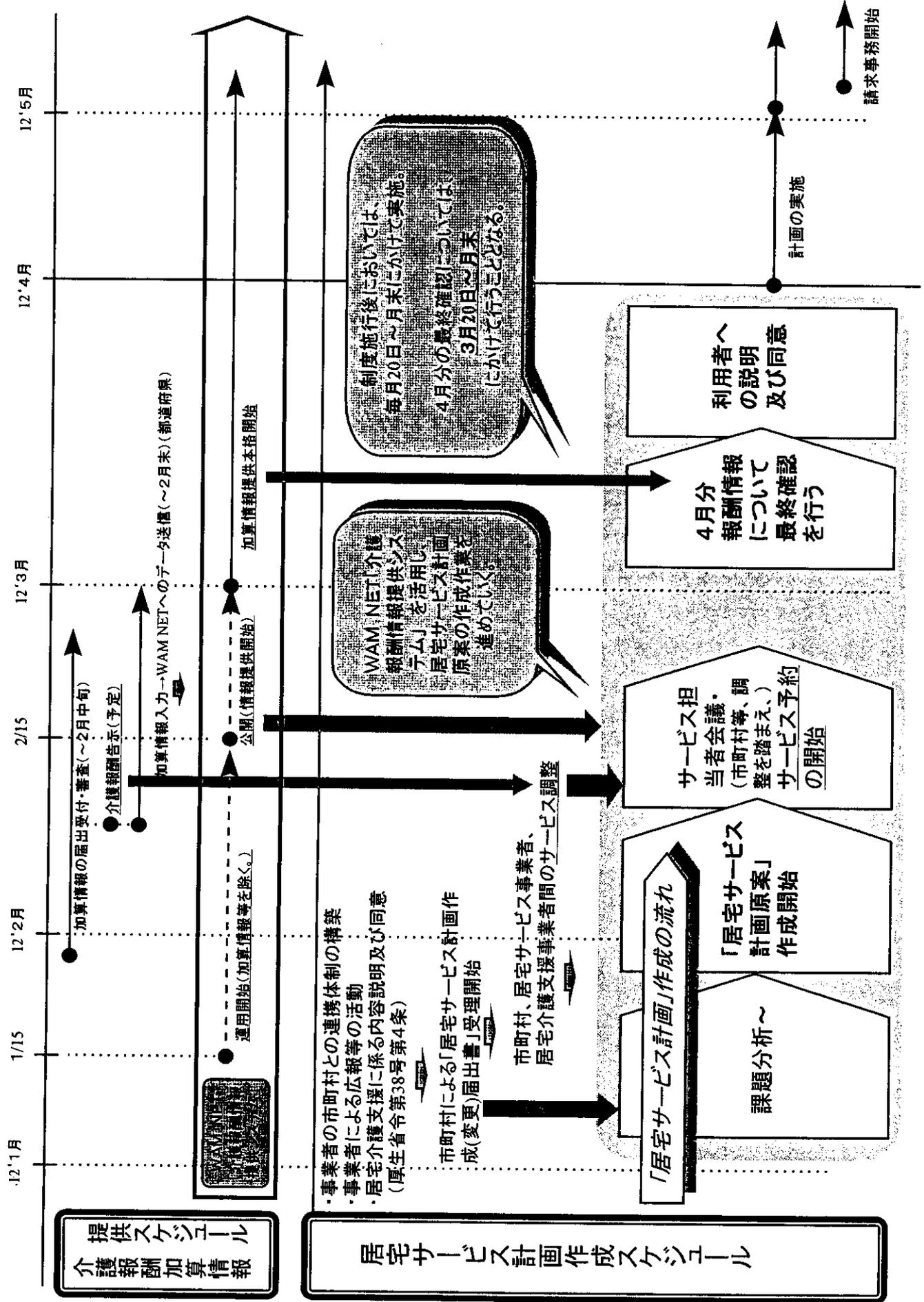
○ 2～3月において「補習研修」を実施する予定である都道府県においては、既に「居宅サービス計画」の概ねの案の作成が開始されている状況等に鑑み、給付管理業務等について当該「補習研修」資料の配付や、当該資料のWAM NETへの提示等の情報提供について、補習研修に先だって、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等に対する周知を早急に行われたい。

- また、居宅介護支援事業者に対し、当該事業者の事業所で従事予定の介護支援専門員（新規採用の場合を含む。）についての「補習研修」の受講の有無についても確認を行わせ、「補習研修」について未受講の者等については早急に受講申込み等必要な手続きを行い、「補習研修」の内容を必ず習得するよう指導されたい。
- なお、既に「補習研修」を本年2月までにすべて終了済みの都道府県においても、居宅介護支援事業者に対する指導等の結果、未受講者等が発見された場合には、可能な限り「補習研修」を追加開催する等、必要な措置を講ずること。

（2）民間事業者等の給付管理業務ソフトウェアの情報把握について

- 民間事業者等における給付管理業務ソフトウェアに関する情報（メーカー名、連絡先等）の情報把握について早急に努めるとともに、必要に応じて事業者への情報提供を行われたい。

施行準備期間における「居宅サービス計画」等作成の標準的なスケジュールについて (別紙1)



居宅介護支援事業者における「介護報酬情報提供システム」の活用について

- 「介護報酬情報提供システム」（社会福祉・医療事業団「WAM NET」における介護報酬算定に係る加算等の情報（以下「介護報酬情報」という。）の情報提供を行うためのシステム）は、

- (1) 居宅サービス計画作成過程における、
- ① 「サービス利用票（「月間サービス計画」部分）」
 - ② 「サービス利用票別表」
- の作成段階において、

- (2) 計画に位置づけるサービス内容に対応する、
- ① 事業所名
 - ② 事業所番号
 - ③ サービスコード及び介護給付費の区分
- 等の確認に要するものであり、

上記（1）のように新規に居宅サービス計画を作成する都度使用する以外にも、毎月20日～月末にかけては、継続的なサービスの実施状況の把握を踏まえ翌月分の計画作成について利用者の同意を得るための前提として、サービス事業者の料金割引等の介護報酬情報に変更がないかの確認に用いるものであるが、当該システムの効果的な活用を行う上で、以下の点について十分留意されたい。

1. 「介護報酬情報提供システム」活用の視点

本来、居宅介護支援（居宅サービス計画作成を含む。）の提供にあたっては、利用者がサービス選択を行う上で必要な情報を適切に提供をしなければならず、（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条2）また、作成される居宅サービス計画については、当然に実現可能な計画でなければならない。

このためには、「介護報酬情報提供システム」により提供される情報以外の情報（注）についても把握が必要であり、また、サービス予約の確認等直接行うことが望ましいこともあるため、あくまでも、「介護報酬情報提供システム」は計画作成の支援媒体として活用に止め、運営基準等に準じ適正な居宅サービス計画の作成が行われるよう留意されたい。

(注)

例えば、施設系サービスにおける定員の超過等により減算される場合などは、

- ① 前もって居宅サービス事業者等から情報を把握することができるよう、常に居宅サービス事業者等との連携調整を行い、居宅サービス計画作成段階から反映できるよう努めること。
- ② 仮に、計画の実施月において当該変更等が確認された場合は、翌月分の計画はもとより、当該月の居宅サービス計画についても、再作成の必要の有無について速やかに確認すること。(利用者の希望等によりサービスを追加する等、当初からの計画変更により、給付管理票の内容に影響がある場合、サービス利用票等の再作成が必要となる。)

等により対応するものと考えている。

2. 「介護報酬情報提供システム」活用方法

(1) 具体的な情報検索手順について

→ (参考1) 「介護報酬情報提供システムについて」を参照。

(2) 画面表示において特に注意を要する表示画面について

→ (参考1) 「介護報酬情報提供システムについて」を参照。

(3) その他の注意事項

当該「介護報酬情報提供システム」において介護報酬情報に変更される場合については、翌月分の「居宅サービス計画」の作成(利用者への説明及び同意を含む。)が毎月20日頃から月末までに行われることを鑑み、割引については、事業者から都道府県への変更の届出を毎月15日頃までに行い、翌月より変更する扱いとしている。

ただし、体制の異動に関する届出及び、適用の仕方については、「介護報酬情報提供システム」への掲載等の取扱いも含め現在検討中であり、今後、決定次第速やかにお示しする予定であるので注意すること。

→ (参考2) 「介護報酬算定に係る情報提供項目一覧」

3. 施行段階における「介護報酬情報提供システム」の公開状況

平成12年4月分の居宅サービス計画に要する当該情報（本年4月からの各サービス事業者の加算情報等）の公開は、概ね下記のとおり予定としているが、各都道府県において若干のタイムラグが見込まれるため、当該都道府県から情報提供や、都道府県への確認を踏まえ、適切な計画作成に取り組まれない。

※（別紙1）「施行準備期間中における「居宅サービス計画」等作成の標準的なスケジュールについて」参照

平成12年1月15日～：運用開始（加算等の算定情報を除く。）

平成12年2月15日～（予定）：介護報酬情報について情報提供開始
（一部の都道府県）

平成12年3月1日～（予定）：介護報酬情報について情報提供本格開始
（47都道府県）

(参考1)

— 社会福祉・医療事業団「WAM NET」—
「介護報酬情報提供システム」について

1. 「介護報酬情報提供システム」の情報検索手順について

(1) 画面遷移(フローチャート)

(2) 介護報酬情報を見る

① サービス情報の検索(「介護サービス検索画面」)から表示する

② 事業者一覧(「事業者一覧画面」)から表示する

③ 事業者の検索(「事業者検索画面」)から表示する

(3) 介護報酬情報詳細の表示項目

2. 注意を要する各画面表示について

(1) 変更予定表示

(2) 「出張所等」を有する場合の表示

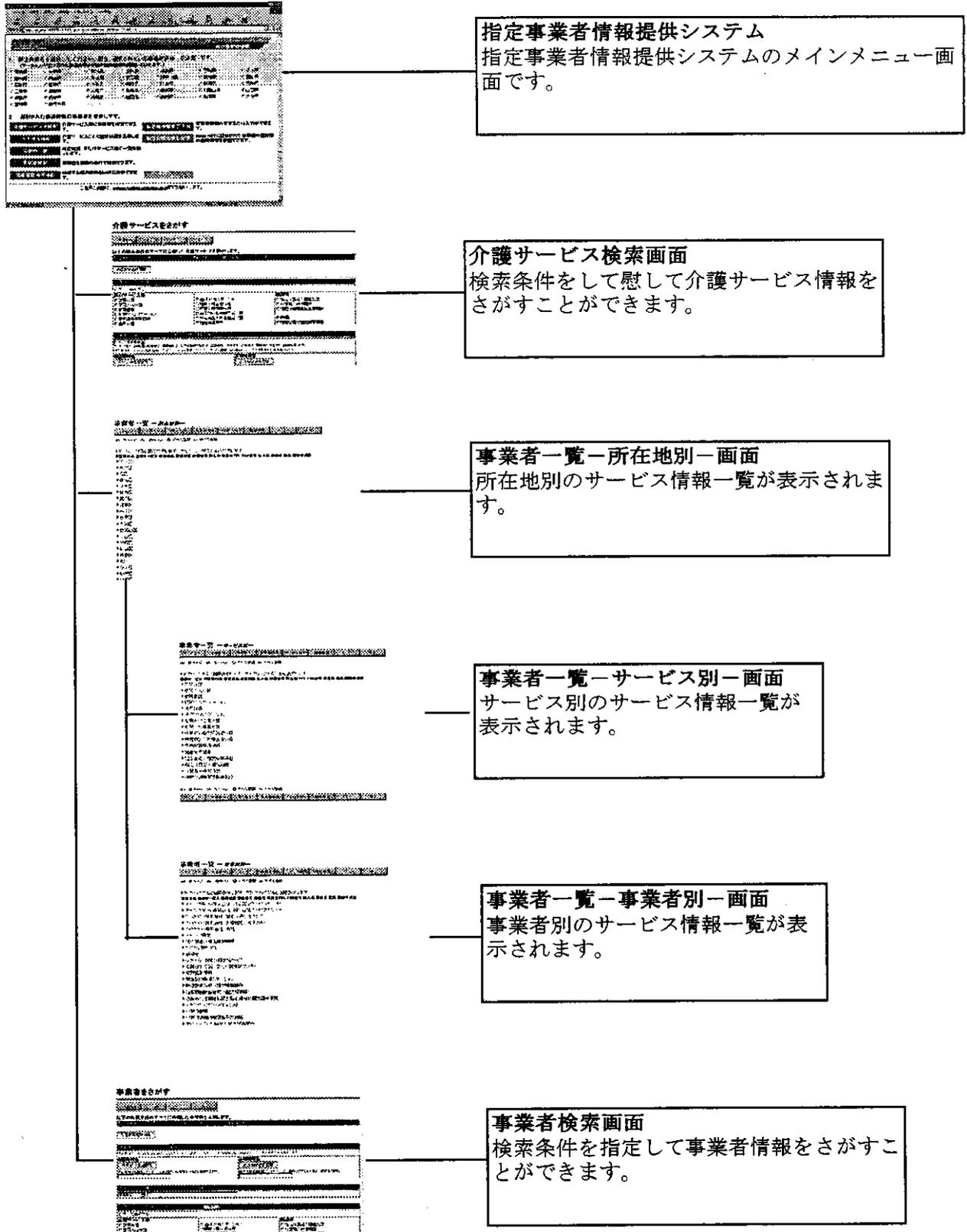
(3) 複数の施設区分、病棟を有する場合の表示

(4) 失効後データ表示

※ なお、当該資料は現時点での案をお示しするものであり今後若干の修正があり得ること、表示内容については一事例として示すものであることを申し添える。

1. 介護報酬情報提供システムの情報検索手順

(1) 画面遷移 (フローチャート)

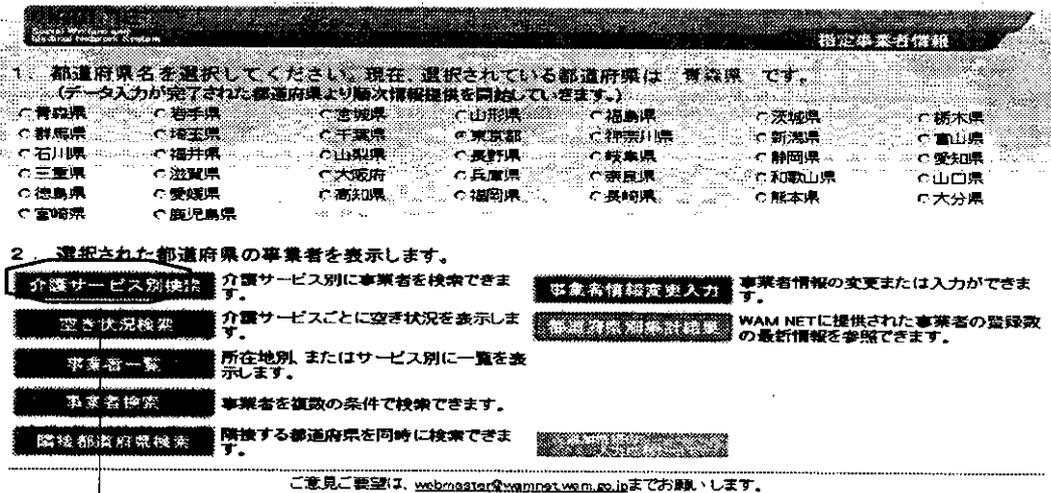


(2) 介護報酬情報をみる

介護報酬情報を見るための操作手順について説明します。

① サービス情報の検索（「介護サービス検索画面」）から表示する

図. 1. 指定事業者情報提供システムメインメニュー



メインメニューから「介護サービス別検索」ボタンをクリックすると、検索画面が表示されます。

図. 2. 介護サービス別検索画面

介護サービスをさがす

検索条件

以下の検索条件のすべてに合致した介護サービスを表示します。
都道府県は必ず選んでください。現在、選択されている都道府県は **青森県** です。

都道府県選択画面

介護サービスを選んでください。

<input type="checkbox"/> すべて選択する 居宅サービス系 <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 通所介護	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 痴呆対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与	施設系 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 その他 <input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者
---	---	--

事業者の所在地、または、サービス提供地域を選んでください。

サービス提供地域

サービス提供地域を選んだ場合は、事業者がサービスを提供する地域、事業者の所在地を選んだ場合は、事業者が所在する地域で検索します。市町村名、もしくは広域地域名の中から一方のみを選択してください。どちらも選択した場合はすべての市町村から検索されます。

市町村名 市町村選択画面	広域地域名 広域地域選択画面
-----------------	-------------------

図. 3. 介護サービス別検索結果一覧画面

サービス別 事業者別 所在地別 事業者検索 サービス検索 検索 戻る

介護サービス別検索結果一覧

96介護サービス合致しました。(そのうち96介護サービス表示)

☑は追加情報です。☑☑は介護報酬追加情報です ※は空き状況です(アイコンをクリックすると表示されます)

No.	提供サービス名	提供状況	事業者名	所在地	連絡先	法人名	生活保護	基本該当	追加情報	介護報酬	空き状況
1	居宅療養管理指導		居宅療養管理指導テスト2	東京都千代田区西神田	03-3210-8876	居宅療養管理指導テスト2					☑
2	通所介護		通所介護テスト	東京都千代田区平河町	03-3210-3210	通所介護テスト	○	○			☑
3	通所介護		通所介護テスト2	東京都千代田区平河町	03-3210-3210	通所介護テスト2					☑
4	訪問入浴介護		訪問入浴介護テスト2	東京都千代田区九段南	03-3210-1111	訪問入浴介護テスト2					☑
5	訪問介護		訪問介護テスト2	東京都千代田区丸の内	03-3333-0123	訪問介護テスト2					☑

介護報酬情報を見たい提供サービス☑マークをクリックすると、介護報酬詳細情報が表示されます。

図. 4. 介護報酬詳細情報画面

介護報酬詳細情報

通所介護

戻る

指定年月日 99/12/01

事業所番号	1380100069
事業所名称	通所介護テスト
事業所住所	東京都千代田区平河町
事業所連絡先	03-3210-3210

介護報酬加算算定情報

加算項目	現行内容 2000/04/01 から	変更予定 2000/06/01
施設区分	単独型	単独型
地域区分	特別区(12/100)	特別区(12/100)
機能訓練体制	あり	あり
食事提供体制	あり	あり
入浴介助加算	あり	なし
特別入浴介助加算	あり	あり
送迎体制	対応可	対応不可
地域区分	特別区(12/100)	特別区(12/100)

別居情報

	現行内容 2000/04/01 から	変更予定 2000/06/01
別居率	5%	15%

②事業者一覧(「事業者一覧画面」)から表示する

図. 5. 指定事業者情報提供システムメインメニュー

指定事業者情報

1. 都道府県名を選択してください。現在、選択されている都道府県は、青森県です。
(データ入力完了された都道府県より順次情報提供を開始していきます。)

<input type="radio"/> 青森県	<input type="radio"/> 岩手県	<input type="radio"/> 宮城県	<input type="radio"/> 山形県	<input type="radio"/> 福島県	<input type="radio"/> 茨城県	<input type="radio"/> 栃木県
<input type="radio"/> 群馬県	<input type="radio"/> 埼玉県	<input type="radio"/> 千葉県	<input type="radio"/> 東京都	<input type="radio"/> 神奈川県	<input type="radio"/> 新潟県	<input type="radio"/> 富山県
<input type="radio"/> 石川県	<input type="radio"/> 福井県	<input type="radio"/> 山梨県	<input type="radio"/> 長野県	<input type="radio"/> 岐阜県	<input type="radio"/> 静岡県	<input type="radio"/> 愛知県
<input type="radio"/> 三重県	<input type="radio"/> 滋賀県	<input type="radio"/> 大阪府	<input type="radio"/> 兵庫県	<input type="radio"/> 奈良県	<input type="radio"/> 和歌山県	<input type="radio"/> 山口県
<input type="radio"/> 徳島県	<input type="radio"/> 愛媛県	<input type="radio"/> 高知県	<input type="radio"/> 福岡県	<input type="radio"/> 長崎県	<input type="radio"/> 熊本県	<input type="radio"/> 大分県
<input type="radio"/> 宮崎県	<input type="radio"/> 鹿児島県					

2. 選択された都道府県の事業者を表示します。

介護サービス別検索	介護サービス別に事業者を検索できます。	事業者情報変更入力	事業者情報の変更または入力ができます。
空き状況検索	介護サービスごとに空き状況を表示します。	事業者登録簿検索	WAM NETに提供された事業者の登録簿の最新情報を参照できます。
事業者一覧	所在地別、またはサービス別に一覧を表示します。		
事業者検索	事業者を複数の条件で検索できます。		
隣接都道府県検索	隣接する都道府県を同時に検索できます。		

ご意見ご要望は、webmaster@wamnet.wam.go.jpまでお願いします。

メインメニューから「事業者一覧」ボタンをクリックすると、事業者一覧-所在地別-画面が表示されます。

図. 6. 事業者一覧-所在地別-画面

事業者一覧 - 所在地別 -

サービス別	事業者別	所在地別	事業者検索	サービス検索	隣接検索	戻る
-------	------	------	-------	--------	------	----

◀ 前ページ ▶ 次ページ ◀▶ すべての県別 ▶▶ すべての市町

▶ をクリックすると展開表示します。▼ をクリックすると省略表示します。

市町村別名 介護サービス 事業者名 提供状況 郵便番号 所在地 事業者TEL FAX番号 法人名 責任者 定員 開設年月日

- ▶ 千代田区
- ▶ 中央区
- ▶ 港区
- ▶ 新宿区
- ▶ 文京区
- ▶ 台東区
- ▶ 墨田区
- ▶ 江東区
- ▶ 品川区
- ▶ 目黒区
- ▶ 大田区
- ▶ 世田谷区
- ▶ 渋谷区
- ▶ 中野区
- ▶ 杉並区
- ▶ 豊島区
- ▶ 北区
- ▶ 荒川区
- ▶ 板橋区
- ▶ 練馬区

